

届出の対象となる行為

篠山市全域および各地区の特性に応じた景観形成を図るため、建築行為や開発行為等について次のとおり届出対象行為を定めます。

種別	内容	届出対象規模 3				
		市全域 (右欄の地区を除く)	沿道 地区	促進 地区	歴史 地区	里づくり 地区
建築物	新築、増築、改築、移転、外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)	高さ10m以上又は 建築面積300㎡以上			全て	
工作物 1	新設、増築、改築、移転、外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)	高さ10m以上又は 敷地の用に供する土地の 面積300㎡以上			全て	
開発行為(都市計画法第4条第12項) 2		500㎡以上				
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の 土地の形質の変更		500㎡以上				
木竹の伐採		500㎡以上				
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他 の物件の堆積		500㎡以上				
屋外への自動販売機の設置			全て		全て	
屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する 物件の設置			全て			

文化財及び伝統的建造物群保存地区における許可(協議・通知)を要する行為は除きます。

- 1 工作物が建築物と一体となって設置される場合は、建築物と合計した高さを工作物の高さとします。
- 2 自己の住宅建築を目的に行う開発行為は除きます。
- 3 地区の確認については市景観室ホームページ又はまちづくり部地域計画課へお越しください。

景観計画区域内における行為届出書に以下の書類を添付して正副2部提出してください。

添付図書	行為の種別	建築物・工作物の建築等	開発行為	土地の形質の変更	木竹の伐採	物件の堆積	自動販売機・広告物の設置
付近見取図							
現況図							
配置図							
土地利用計画図							
造成計画図							
平面図							
立面図							
断面図							
植栽計画図							
計画平面図							
現況カラー写真							
完成予想図							
自己評価書【指定様式】							

代理者による届出の場合は委任状が必要です。

高さ10m未満かつ建築面積300㎡未満の建築物および高さ10m未満かつ敷地の用に供する土地の面積が300㎡未満の工作物については自己評価書の提出は不要です。

届出手続きのフロー

景観計画区域での届出対象行為については以下の届出手続きの流れとなります。

